

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月17日
【会社名】	株式会社ストライダーズ
【英訳名】	Striders Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 早川 良一
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目13番5号
【電話番号】	03(5777)1891
【事務連絡者氏名】	管理本部長 若原 義之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目13番5号
【電話番号】	03(5777)1891
【事務連絡者氏名】	管理本部長 若原 義之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,390,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,312,790,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	142個(新株予約権1個につき100,000株)
発行価額の総額	6,390,000円
発行価格	本新株予約権1個につき45,000円 (新株予約権の目的である株式1株当たり0.45円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年11月4日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ストライダーズ 管理本部 東京都港区新橋五丁目13番5号
払込期日	平成26年11月4日(火)
割当日	平成26年11月4日(火)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店 東京都千代田区九段南一丁目5-6

(注) 1. 平成26年10月17日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに新株予約権の引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法で割り当てます。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は、1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式14,200,000株とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。但し、本欄第2号及び第4号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、当該調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、当該算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、当該調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額(以下「行使価額」という。)は、92円とする。但し、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又は当該交付につき株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、当該調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,312,790,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年11月5日から平成29年11月4日の期間とする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社ストライダーズ 管理本部 東京都港区新橋五丁目13番5号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店 東京都千代田区九段南一丁目5-6</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から6ヶ月以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の特徴

本新株予約権は調達資金の総額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数を固定することにより、他の資金調達手段と比較した場合相対的に既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるとともに、また、当社が割当予定先との間で締結する予定の新株予約権引受契約(以下、「本引受契約」という。)にも当社が安定収益事業への新規・追加投資(企業再生再編事業投資を含む。以下同じ。)及びアジア圏における収益基盤確立のための投資(以下、「当該検討案件」という。)という資金調達目的を達成できるよう規定が設けられることが予定されております。具体的には、本新株予約権と本引受契約には、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は92円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から14,200,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません(行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。)

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月以降一定の手続を経て、当社取締役会が定める取得日の20日前までに割当予定先に通知したうえで、当社が本新株予約権を1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項に基づき事業収入の増加によるキャッシュ・フローの改善で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当により発行されるものであり、かつ、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本引受契約上の割当予定先の地位及びこれに基づく権利義務が、割当予定先が譲渡人に承継させることが本引受契約上の義務とされることが予定されております。

行使指定

本引受契約には、行使指定手続要項の規定に従い、当社が行使を必要とする期間として定める行使必要期間(当社が割当予定先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日(当日を含む)から10取引日までの期間)及び行使すべき新株予約権の数を記載した行使指定通知書を割当予定先に交付することにより、当社の指定した数の本新株予約権の行使を強制できる旨を定められることが予定されており、当社が、当該検討案件ごとに必要資金の支払時期に合わせて、複数回にわたり当社指定の数の本新株予約権の行使を強制することができるようにする予定であります。また、この行使指定の前提条件として、当社が割当予定先に行使指定通知書を交付する時の直前における、当社普通株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における普通取引の終値が1株当たり行使価額の80%以上であることが定められるほか、割当予定先が行使指定に従わない場合の罰則規定等が定められることが予定されております。これにより、当該検討案件のための柔軟かつ機動的な資金調達が可能になるものと考えられます。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の行使指定の数には、当該検討案件ごとの必要資金の範囲内という限度があり、当該検討案件に係る必要資金額を超過して資金調達することはできません。また、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社は行使指定を行うことができません。なお、当社は上記の指定を行った場合、その都度速やかに開示いたします。但し、当社の行使指定権は、本引受契約に基づくものであり、本引受契約が解除された場合には、当社の行使指定権も消滅します。割当予定先の本引受契約の解除権発生事由としては、当社による本引受契約上の表明保証違反又は債務不履行や手形不渡り、倒産手続開始の申立てその他一般的な解除事由に加え、後述するとおり、全ての割当予定先が当社代表取締役社長早川良一氏の経営手腕への信頼等の属人的な関係に基づき当社への資金援助等を申し出た経緯に鑑み、同氏の当社代表取締役退任が等しく定められることが予定されております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「行使請求の受付場所」に提出し、かつ、当該行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行ったものは、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座に振り込むものとする。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、(1)行使請求に要する書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に係る出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日(行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前11時まで)に当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前11時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。)に発生する。

4. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,312,790,000	4,550,000	1,308,240,000

- （注）1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（6,390千円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,306,400千円）を合算した金額であります。
- 2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3．発行諸費用とは、価値算定費用として約2,300千円、弁護士費用約1,250千円、割当予定先調査費用約750千円、その他費用約250千円であります。
- 4．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

（2）【手取金の使途】

本新株予約権の発行により調達する資金は、当該検討案件のうち、安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資資金に充当することを計画しております。

具体的には、まず、当社の収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資のための資金として、当社連結子会社である株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが平成28年以降に支出する、同社運営ホテルの建物設備更新及びリブランド独自商品開発費用として約193,000千円、新規ホテル取得の自己資金として約140,000千円に充当することを計画しております。さらに、当社は、当社の収益基盤を支える安定収益事業への新規投資として、当社連結子会社であるM&Aグローバル・パートナーズ株式会社（以下、「MAGP」という。）が、その主力事業である企業再生再編事業の一環としてアレンジする、上場・非上場企業に対する資金支援等を行うことにより企業再生再編事業の投資の実施を計画しております。即ち、当社は、MAGPの依頼を受け、当社はMAGPとの間でMAGPのクライアントである上場・非上場企業の企業再生再編計画の事業戦略を協議し、当該事業戦略が達成できると判断した際には、当該上場・非上場企業に対する出資等の資金支援等を行うことを計画しており、これらを当該検討案件として位置づけて約375,240千円充当することを計画しております。

また、当社は、アジア圏における収益基盤確立のための投資として、先般当社が開示いたしましたAsia Capital PLCとの業務提携（平成26年8月7日開示）に基づき、スリランカ民主社会主義共和国を中心としたアジアへの投資、当社連結子会社であるモバイルリンク株式会社の事業拡大を目的とするアジア企業との合併会社設立、当社海外パートナー企業の株式取得等を計画しており、これらも当該検討案件として位置づけて約600,000千円充当することを計画しております。なお、詳細が確定次第速やかに開示する予定であります。

本新株予約権の発行により調達する資金は、上記現在検討・協議中である当該検討案件の進捗及び当社判断における優先順位に合わせて、行使指定を実行し、必要資金を調達していく予定であります。加えて、当該検討案件が当初の想定通りに成立しない場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けた上で、支出予定時期以降においても、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資に充当していく予定であります。

なお、当社が割当予定先との間で締結する予定の本引受契約には、前述の「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」に注記した特徴があります。現在検討中である当該検討案件の進捗における必要資金にあわせて、本新株予約権の行使指定を行うことにより、当該検討案件のための柔軟かつ機動的な資金調達が可能になるものと考えております。

また、割当予定先による本新株予約権の自発的な行使を妨げるものではありませんので、当該新規事業の決定に先立って本新株予約権の行使により資金調達ができる場合があります。このような場合においては、当社は調達する資金を、決定された当該新規事業の資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

調達する資金の支出予定時期

具体的な用途	金額（千円）	支出予定時期
株式会社倉敷ロイヤルアートホテル建物設備更新及びリブランド独自商品開発費用	193,000	平成28年1月～平成29年10月
新規ホテル取得費用（自己資金負担額）	140,000	平成26年12月～平成29年10月
安定収益事業への新規投資 （企業再生再編事業投資）	375,240	平成26年12月～平成29年10月
アジア圏における収益基盤確立のための投資 （スリランカ民主社会主義共和国を中心としたアジアへの投資）	300,000	平成26年12月～平成29年10月
アジア圏における収益基盤確立のための投資 （当社連結子会社であるモバイルリンク株式会社の事業拡大を目的とするアジア企業との合併会社設立）	100,000	平成26年12月～平成29年10月
アジア圏における収益基盤確立のための投資 （当社海外パートナー企業の株式取得）	200,000	平成26年12月～平成29年10月
合計	1,308,240	

（注） 本新株予約権による資金調達が進まない状況において案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する可能性があります。

なお、同時に募集する平成26年10月17日（金）開催の当社取締役会において決議された、第三者割当により発行される新株式（以下、「別件新株式」という。）の発行価額の総額は202,400,000円であり、手取概算額200,150,000円となります。

発行諸費用は、価値算定費用以外は別件新株式発行と本新株予約権の双方に関して発生した費用であり按分にて計上しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成26年10月17日開催の当社取締役会において決議された別件新株式発行の概要

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：2,200,000株
- (3) 発行価額の総額：202,400,000円
- (4) 発行価格：1株につき92円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：当社代表取締役社長 早川良一氏に1,100,000株、福光一七氏に550,000株、香港德威企業集団控股有限公司に550,000株、それぞれ割り当てる。
- (7) 申込期日：平成26年11月4日
- (8) 払込期日：平成26年11月4日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 早川 良一氏

a. 割当予定先の概要	氏名	早川 良一
	住所	千葉県印西市
	職業の内容	当社代表取締役社長
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社株式を2,239,000株（所有議決権比率2.67%）保有する株主であります。
	人事関係	当社代表取締役社長
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 福光 一七氏

a. 割当予定先の概要	氏名	福光 一七	
	住所	大阪府大阪市西成区	
	職業の内容	勤務先の名称	株式会社ジャパンシルバークリース 代表取締役
		所在地	大阪府大阪市西区南堀江一丁目21番4
事業の概要		天然素材を中心とした重衣料（毛皮等）の企画・生産、並びに輸出入及び卸売り	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(3) 香港德威企業集團控股有限公司

a. 割当予定先の概要	名称	香港德威企業集團控股有限公司
	本店の所在地	Flat J,2/F,Ka On Building,8-14 Connaught Road West,Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	董事長 吳 文偉
	資本金	10,000香港ドル 136,900円（1香港ドル=13.69円 10月16日現在）
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	吳 文偉 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(4) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
	資本金	10百万円
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権の割当予定先として当社代表取締役社長早川良一氏、福光一七氏及び香港徳威企業集団控股有限公司（以下、「香港徳威」という。）、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）を選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

早川良一氏は、平成19年2月当社取締役に就任後、平成21年6月から代表取締役社長を務めております。当社は、第46期連結決算（平成22年3月期）において、17期ぶりに黒字化を達成したものの、その後、第47期以降の事業再編の中で、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、業績は低迷しておりましたが、第49期（平成25年3月期）及び第50期（平成26年3月期）には、新たな収益基盤の確立を目指し、安定収益事業及び新規事業への投資・育成を実行し、その結果、第50期（平成26年3月期）においては、経常利益約9,000万円、最終利益約1.3億円と再び黒字化を達成いたしました。

今後当社は、安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資（先般当社が開示いたしましたAsia Capital PLCとの業務提携（平成26年8月7日開示）に基づく、共同事業の検討及び当社単独によるアジア圏における投資を含む。）を検討しております。このような状況の中で、当社が資金調達を計画し、同氏以外の割当予定先との協議の中で、かかる割当予定先の一部より、当社代表取締役である同氏も経営責任を全うするため及び株価変動についてリスクを他の一般株主と共有する必要があることを指摘され、かかる必要性を充足することを要望されました。その要望を受けて、同氏より経営責任を全うするため及び株価変動についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有する必要性を充足したいとの申し出がありました。今回の資金調達は、資金使途とする当該検討案件の実行スケジュール及び資金需要の具体的な時期が不明確であるため調達額全てを別件株式発行により実施した場合、資金使途実行の不確実性にもかかわらず希薄化を引き起こすことになり、そのような事態を避けるために、新株式の発行に合わせて新株予約権の発行による第三者割当増資を決定いたしました。本新株予約権は、前提条件はあるものの、通常の新株予約権とは異なり、特徴である行使指定を当社が活用することにより、柔軟かつ機動的に資金調達が可能になると同時に、割当予定先が行使指定に従わない場合の罰則規定等が定められているため、資金使途実行が不確実である段階では希薄化を抑制する一方で、資金使途実行が確実となった場合には新株式の発行と同様の効果を持つ調達手段であり、そのような意味で、新株式の発行による資金調達と同等のものであると当社は考えております。当社取締役会は、当社の状況及び資金調達スキームを考慮し、本件では、同氏に対する別件新株式の割当をその発行総数の半数に止め、残りの半数を他の割当予定先に割り当てるのが適切であると判断し、別件新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、同氏を選定いたしました。なお、当社代表取締役社長早川良一氏との間の本引受契約及び別件新株式の引受契約にて、同氏の当社の経営責任を全うするため及び株価変動についてリスクを他の一般株主の皆様と共有する必要性を充足することを目的として、本件により取得する別件新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の全てにつき売却してはならない旨義務付けられるとともに、同氏との間の本引受契約には行使指定に従わない場合には当該行使指定に係る全ての本新株予約権の行使価額合計額相当額の違約金の支払いが義務づけられる旨が定められていることが予定されております。上記内容を踏まえ、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現する要請を踏まえつつ、別件新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、早川良一氏を選定いたしました。

福光一七氏は大阪及び海外を中心に事業を行っている実業家であります。当社の株式を純投資先として、平成26年3月末株主名簿時点において保有されていた投資家であり、当社代表取締役社長である早川とは当社を通じて知り合い、実業家として意見交換する間柄であります。意見交換の際において、当社の今後における企業価

値・株式価値の向上を目的とする収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を実施していくことを説明したところ、当社の企業拡大又は当社の資金需要逼迫時には、資金援助等に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、別件新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、福光一七氏が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

香港徳威は、当社連結子会社であるMAGPにおいて実施している企業再生再編事業の協力関係先であり、共同投資案件及び海外新規事業等協議を行っております。香港徳威の属する徳威グループは、呉文偉氏が董事長(最高経営責任者)として、徳威グループ全体の事業統括管理を行う「上海徳威企業発展有限公司」、不動産仲介を主な事業とし日系企業の駐在員等に中国における住居の紹介等を行う「上海徳威房地產經紀有限公司」、投資用マンションの賃貸管理業務(家賃の収納代行、テナント管理、テナント募集等)を主な事業とする「上海優宏資産管理有限公司」、日系企業からの建材の輸入販売代理・内装工事を主な事業とする「上海徳威裝飾工程有限公司」の4社を中心に構成されております。「香港徳威」は徳威グループにおいて香港を拠点とした海外投資を行う会社であります。当社との協議において、当社グループが不動産賃貸管理事業を中心に、ホテルや食品関連事業等、多様なビジネスへ投資を行い事業構造の転換を図り安定的に利益を計上できる財務体質になったこと、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を実施していくことにおいて協力関係を築くことが可能であることを考慮し、徳威グループから、かかる協力関係を前提としたある程度継続的な当社に対する資金援助の意向を打診されました。これを受け、当社取締役会は、現在及び将来的な当社との関係性及び当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、別件新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、香港徳威が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降平成26年9月末現在までに、上場企業34社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で払込みを行っております。上記マイルストーン社が過去に行使した新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。当社とマイルストーン社とは、当社連結子会社であるMAGPの企業再生案件を通じて知り合うこととなりましたが、現在も共同にて投資案件等において協議を行う関係です。このような関係において、マイルストーン社より当社が企業拡大又はそれに伴う当社の資金需要逼迫時の資金援助に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株予約権の割当予定先として、マイルストーン社が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の発行により割り当てられる本新株予約権の目的である当社普通株式の総数は14,200,000株であり、割当予定先の早川良一氏に3,200,000株、福光一七氏に3,400,000株、香港徳威に3,600,000株、マイルストーン社に4,000,000株を割り当てます。

e. 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川良一氏からは、本新株予約権の行使により取得する株式を長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

平成25年2月に当社が実施した第三者割当による新株式の発行の際に、早川良一氏が取得した当社普通株式が平成26年8月に一部売却されておりますが、当社が売却理由を確認したところ売却理由は以下の通りです。即ち、その売却理由は、個人的な資金需要によるものです。具体的には、平成26年6月に当社がロテルド倉敷株式会社の全株式を買収して運営するに至ったホテルを、現在の「倉敷ロイヤルアートホテル」として、アートを標榜するホテルへリブランディングするため、同ホテル館内に高額な美術品を多数展示する同ホテルの運営戦略上の必要が生じたため、同氏は、同ホテル展示用の美術品につき個人の資金での美術商からの調達を考え、事前にその調達資金を用意すべき資金需要が生じました。そのため、資金捻出及びそれに係る費用捻出が必要となり得るものと判断されたため、同氏は、その保有する当社株式の一部売却を検討し、信託銀行との間で株式処分信託契約を締結したところ、その契約に従って同氏が保有する当社株式の一部が売却される運びとなったということです。この結果、同氏は、売却目的を達成し、美術品を個人にて取得し、倉敷ロイヤルアートホテルに無償にて貸与する予定であります。同氏は、本件により取得する株式については長期的な保有をすることを表明しております。

また、本新株予約権の割当予定先である福光一七氏及び香港徳威からは各々を割当予定先に選定した理由として既に述べたところの、各々から申し出をうけた資金援助等の手段として割り当てを受けて取得する本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は、各々が目的とするところが当社への資金援助に留まることから純投

資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを口頭にて表明していただくのと同時に本引受契約においても表明していただく予定であります。マイルストーン社からは、同社を割当予定先を選定した理由として既に述べたところの、同社から申し出をうけた資金援助等の手段として割り当てを受けて取得する本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は、同社が目的とするところが当社への資金援助に留まることから純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向を勘案しながら売却していく旨の意向を口頭にて表明していただくのと同時に本引受契約においても表明していただく予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、本新株予約権の割当予定先に十分な資金がある旨を、預金通帳の写し又は残高証明を受領し、それに付随する金銭消費貸借契約書を確認しております。

当社代表取締役社長である早川良一氏からは、自己資金であること及び通帳の写しを確認しております。福光一七氏からは、関連会社(株式会社ジャパンシルバーフリース)からの借入金であることの確認、その金銭消費貸借契約書(契約期間2年 借入日平成26年9月30日)の写し及び通帳の写しを確認しております。香港徳威からは自己資金及び関連会社(徳威国際発展有限公司)からの借入金であること、その金銭消費貸借契約書(契約期間3年 借入日平成26年9月23日)の写し及び香港徳威の残高証明を確認しております。なお、当社は、一部不足金額については関連会社(上海徳威企業発展有限公司)からの借入金にて調達すること、その借入が払込期日である平成26年11月4日までに実行される予定であること、当事者間においてその借入を実行するための重要な前提条件等が無いことを確認しております。加えて、その当事者間の金銭消費貸借契約書(契約期間3年)の写し及び関連会社(徳威国際発展有限公司)の残高証明を確認しております。マイルストーン社からは、自己資金であること及び通帳の写しを確認しております。

上記結果より、当社は、本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、本新株予約権の割当予定先である早川良一氏及び福光一七氏から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、本新株予約権の割当予定先である香港徳威及びマイルストーン社から、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、割当予定先である早川良一氏、福光一七氏、香港徳威、マイルストーン社、及び割当予定先の関係者である株式会社ジャパンシルバーフリース、徳威国際発展有限公司、上海徳威企業発展有限公司並びに役員・主要株主が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3-2-5 代表取締役 野口真人)(以下、「ブルータス・コンサルティング」という。)に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

この算定においては、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である平成26年10月16日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株価の終値92円、ボラティリティ80.44%、普通株配当0円、無リスクレート0.064%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額92円/株、行使期間3年)及び発行会社は基本的に割当予定先の権利行使を待ち、取得条項(コール・オプション)については、株価が権利行使価額の約200%以上で推移している場合発動するものとし、また、割当予定先は株価水準に留意しながら、市場株価が行使価額より上回っている場合に権利行使を行い、1回の権利行使においては1個の本新株予約権を行使し、行使後1日当たり平均売買出来高の10%を目安に売却し、すべての売却後次の権利行使を実施するという前提条件を設定し、公正価値を算定しております。上記前提条件においては、本新株予約権の特徴である当社の行使指定が加味されておられません。この理由は、公正価値の算定においては、当社の行使指定時期が明確になっていないため、時期及び金額の特定ができない以上、前提条件として設定を行うことが現状困難であるためです。当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しており、その算定結果報告書における、ブルータス・コ

ンサルティングによる本新株予約権 1 個当たりの公正価値評価額は44,900円です。当社はその結果を受けて、発行価額を公正価値評価額を上回る金額である 1 個当たり45,000円と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様にご与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議、交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月16日の株式会社東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値である92円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均105円に対するディスカウント率は12.38%、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均82円に対するプレミアム率は12.20%、当該直前営業日までの 6 ヶ月間の終値平均67円に対するプレミアム率は37.31%となっております。当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行条件につき十分に討議、検討を行った結果、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、本新株予約権の割当予定先であり特別利害関係者である当社代表取締役社長早川良一氏はその議案の審議及び採決に参加せず、同氏以外の出席取締役全員の賛成により、決議いたしました。また、当社監査役 3 名(うち社外監査役 2 名)で構成される当社監査役会より、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

別件新株式の発行による株式数2,200,000株及び本新株予約権の発行による潜在株式の総数14,200,000株を合わせた16,400,000株に係る議決権数は16,400個となり、当社の議決権総数83,904個(平成26年10月16日現在)に占める割合が19.55%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、別件新株式の発行及び本新株予約権の発行は、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資に充当される資金の調達を図ることを目的とするとともに、財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。そして、別件新株式の発行及び本新株予約権の発行により調達する資金の総額も、上記の資金使途及び当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上に照らして必要な限度を超えておらず、別件新株式の発行及び本新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様のご負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の皆様のご利益に資するものと考えております。したがって、別件新株式及び本新株予約権の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、その必要性と合理性があるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
新興支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田須田町2 - 8	15,297	18.23	15,297	15.25
早川 良一	千葉県印西市	2,239	2.67	6,539	6.52
香港德威企業集團控股有限公司	Flat J,2/F,Ka On Building,8-14 Connaught Road West,Hong Kong			4,150	4.14
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号			4,000	3.99
福光 一七	大阪府大阪市西成区			3,950	3.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	2,534	3.02	2,534	2.53
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6-1	2,129	2.54	2,129	2.12
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4-1	2,059	2.45	2,059	2.05
福田 弘文	東京都八王子市	878	1.05	878	0.88
平野 裕一	千葉県千葉市	777	0.93	777	0.77
計		25,913	30.89	42,313	42.19

- (注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として、別件新株式発行並びに本新株予約権の権利行使を勘案して記載をしております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数の数を平成26年9月30日時点の総議決権数(83,904個)に別件新株式発行並びに本新株予約権により増加する議決権数(16,400個)を加えた数で除して算出した割合です。
3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第50期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）までの間に、平成25年5月29日に発行した新株予約権（ストックオプション）の行使により、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年4月1日～ 平成26年10月16日	425,000	83,980,896	5,988	1,409,409	5,988	95,003

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該事項は有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）現在においてもその判断に変更はなく、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）現在において当社グループが判断したものでありますが、ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。

4 「事業等のリスク」

～ 略

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成26年10月17日開催の当社取締役会において、第三者割当により早川良一氏、福光一七氏、香港徳威企業集団控股有限公司を割当予定先として新株式2,200,000株及び早川良一氏、福光一七氏、香港徳威企業集団控股有限公司、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先として新株予約権14,200,000株の発行を行うことを決議いたしました。新株式発行による株式数2,200,000株及び新株予約権の発行による潜在株式の総数14,200,000株を合わせた16,400,000株に係る議決権数は16,400個となり、当社の総議決権数83,904個（平成26年10月17日現在）に占める割合が19.55%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成26年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成26年6月25日提出臨時報告書〕

(1) 提出理由

平成26年6月24日開催の当社第50期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a. 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

b. 当該決議事項の内容

議案 取締役1名選任の件

取締役として、早川良太郎を選任する。

c. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 早川 良太郎	37,899	481	0	（注）	可決（97.9%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

d. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第50期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第51期第1四半期	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月20日

株式会社ストライダース

取締役会 御中

監査法人アリア

代 表 社 員 公認会計士 山中 康之 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 古屋 尚樹 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダースの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダース及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年 6月10日開催の取締役会においてロテルド倉敷株式会社を子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年 3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年 6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライダーズの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ストライダーズが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は平成26年6月10日開催の取締役会においてロテルド倉敷株式会社の株式を取得し子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 古屋 尚樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月10日開催の取締役会においてロテルド倉敷株式会社を子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月7日

株式会社ストライダーズ

取締役会 御中

監査法人アリア

代 表 社 員 公認会計士 山中 康之 印
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 古屋 尚樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。